

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和3年3月15日（月曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後1時15分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係長 毛利 元 調査係主事 井上 裕介		
出席説明員	<p>【市民生活部】</p> <p>市民生活部長 橋本 浩之 次長兼地域振興課長 田中 富治 地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 谷口 恭子 協働推進課参事 北村 貴子 協働推進課課長補佐 宮谷 卓志 市民総合相談課長 川口 悦代 市民総合相談課課長補佐 金谷 幸一 市民課長 稲田すなお 市民課課長補佐 西垣 隆司</p> <p>【環境局】</p> <p>環境局長兼生活環境課長 鹿田 哲生 生活環境課課長補佐 坂本 清美 廃棄物対策課長 上田 光徳 廃棄物対策課参事 高田 功 廃棄物対策課課長補佐 西澤 直也</p> <p>【総合支所】</p> <p>国府町総合支所長 岸田 和範 国府町総合支所副支所長 前田 明博 福部町総合支所長 平戸伊寿美 福部町総合支所副支所長 大島 義典 河原町総合支所長 九鬼 栄一 河原町総合支所副支所長 森田 誠一 用瀬町総合支所長 片山 学 用瀬町総合支所副支所長 西尾 沙織 佐治町総合支所長 西尾 彰仁 佐治町総合支所副支所長 徳永 努 気高町総合支所長 三谷 裕之 気高町総合支所副支所長 岡本 幸子 鹿野町総合支所長 米田 洋子 鹿野町総合支所副支所長 乾 孝幸 青谷町総合支所長 見生 孝行 青谷町総合支所副支所長 安達 典子</p>		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時57分 開会

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、先議分以外の審査、報告、令和3年度当初予算の質疑を行います。令和3年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

まず、橋本市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○橋本浩之市民生活部長 おはようございます。

（ ） おはようございます。

○橋本浩之市民生活部長 市民生活部長の橋本でございます。本日もよろしく願いいたします。

本日は、さき方、委員長のほうからありましたけども、前回の委員会のほうで説明をさせていただいた議案3件につきましての審査のほうをお願いいたします。

それから、報告事項2件ございまして、1件目は、鳥取市の消費生活プランの改定についてということで、これは、平成30年に策定いたしました現プランが、本年度令和2年度をもって終了いたしますので、新たに、令和7年度までの5年間の5か年の計画のほうの、これを策定してプランを改定するものでございます。

それから、2件目といたしまして、この間、3月の9日に発生しました小型破碎ごみ収集車、車両の火災について、その原因等について報告をさせていただきます。

さらに、予算審査特別委員会総務企画分科会のほうでは、先回御説明申し上げましたが、新年度予算につきましての御質疑のほうをお願いいたします。

これらにつきまして、それぞれ審査のほど、どうぞよろしく願いいたします。失礼します。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、早速、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

議案第43号鳥取市自治基本条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第43号鳥取市自治基本条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。おはようございます。（2）番の危機管理のところの条文改正で、市長、市民のその協力の部分が、連携の部分が書かれております。24条の2のほうには、市長は市民

と連携を図るんだということで、文言追加になっております。3番のところは、市民の側からの文章になっているんですけども、ここについて、市長のほうについて、市民と連携を図るということがうたわれてるんですけども、市民の側から、市のほうとの連携という表現というのは、特にはないか。

○谷口恭子協働推進課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。協働推進課、谷口でございます。この第24条の改正におきましては、改正前は、第3項のところに、市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、地域においては相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めますとありまして、逆に、市長のほうには、連携という言葉がありませんでした。

このたびの改正におきまして、市長のほうに、市民との連携という言葉を加えまして、逆に、市民のほうは、第2項の整理をもって、連携というところを少し取りまして、お互いに、相互に助け合えるようというところを残しながら、協力体制の整備に努めますというふうに改正をさせていただきました。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。じゃあ、その24条の2項の表現の中で、その3項のところの市民との連携というのも、ここの表現の中に全て含まれていると、そこで表現されているということで、皆さん理解いただけるというふうに判断されてるということですね。

○谷口恭子協働推進課長 はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員、質問ですか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 明確に質問してください。

◆石田憲太郎委員 ということでよろしいですか。

○谷口恭子協働推進課長 はい。

◆吉野恭介委員長 谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。協働推進課、谷口でございます。御指摘のとおりでございます。第2項で、市長は市民と連携を図るというふうにご書いておりますので、第3項では削ったというところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、そのほか質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、議案第43号鳥取市自治基本条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第66号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。これより、議案第66号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号財産の無償貸付けについて（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第67号財産の無償貸付けについての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆星見健蔵委員 委員長。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 反対する云々でも何でもないわけですが、1点だけちょっとお尋ねします。この旧鹿野幼稚園が、耐用年数を経過しておるということで、現時点で築43年を迎えているということで、9年上回っておるわけですね。それをさらに、これから8年までの5年間を加えれば、耐用年数を14年も上回る状況になるわけですね。こういった中に1件だけ、安全性の部分でどのような状況になっているのか、この点をお伺いしたいと思います。

○米田洋子鹿野町総合支所長 はい。

◆吉野恭介委員長 米田支所長。

○米田洋子鹿野町総合支所長 はい。鹿野町総合支所、米田洋子でございます。さき方、委員さんのほうから、旧鹿野幼稚園につきまして、耐用年数が9年過ぎており、今後、5年間契約を結ぶと14年経過するというので、安全性についてはというようなことがございましたけれども、こちらのほうの建物につきましては、耐震性につきましては、I s値についても問題はございませんし、安全性につきましては、消防法ですとか、建築基準法の確認などを以前から行っておりますが、今年度、もう少し詳細に、建築基準法なり、消防法なりの確認を現在行って

いるところでございます。それをクリアすれば、安全性については問題ないというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 いいですか。

◆星見健蔵委員 いいです、はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、議案第67号財産の無償貸付けについてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）の改定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、報告事項に入ります。

まず、鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）の改定についてをお願いいたします。

○川口悦代市民総合相談課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 川口課長。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。市民総合相談課、消費生活センターの川口でございます。

それでは、鳥取市消費生活プランの改定について報告させていただきます。

12月の委員会で、途中経過の報告をさせていただいたんですが、先ほど、部長からもありましたとおり、この計画は、平成30年に策定しました本市の消費者教育のこの計画は、人は誰も、様々な製品やサービスを購入して生活を営む消費者であります。消費者の安全を確保し、また、誰もが消費者とし自立し、活躍できる、よりよい豊かなまちづくりを、市民と協働で進めることを目指すものでございます。

1の計画見直しの背景ですけれども、消費者を取り巻く状況が大きく変わりました。特に、昨年からの新型コロナウイルスの感染症の拡大による消費生活への影響で、新たな消費者トラブルが発生することと、令和4年4月から、成年年齢が18歳に引下げとなることによる、若年層の消費者トラブルの増加が懸念されるところでございます。また、SDGsの達成に向けた取組み、自立した消費者の積極的な行動が欠かせないものとして位置づけられています。このような背景を視野に入れながら、消費者教育のさらなる充実を目指して、プランの見直し及び継続を行うものでございます。

見直しの概要は、3ページに改定部分をまとめております。カラーの版ですけれども、赤字部分が、見直しとしました箇所です。第1章の計画期間を5年間としまして、第11次総合計画と期間を同じとしまして、関連づけることとしました。

第4章の重点政策1、2、3ですけれども、前の3年間のプランと同じとしまして、継続していきたいと思います。

5ページの資料②ですけれども、概要版としております。この説明は省かせていただきますけれども、この計画は34ページ、5章の構成で作成します。

説明資料2ページに返っていただきまして、改定に当たりまして、検討体制は、連携を取らせていただきたい団体の代表者の方を委員とする鳥取市消費者行政審議会において行いました。4回の審議会を開催しまして、12月総務企画委員会で審議中も、案の報告させていただきました。

市民政策コメントを行いまして、3件の意見を頂きました。12月の報告の際に、伊藤議員さんから御指摘をいただきました重点施策、資料②の7ページに記載しているところでありますけれども、重点施策1で、幼児期から高校生期における教育の推進という部分で、主体とならない高校生、大学生期に、鳥取市として具体的に何をするのかという御意見を頂きました。審議会でも検討しまして、記載をそのままということとしました。理由は、重点施策としまして、高校生期も視野に入れ、県と役割分担しながら効果的に関わりたいと思います。背景のところでも説明しましたが、来年度から成年年齢が18歳になる大切な段階であります。取組ですとか、課題の情報共有、情報提供、関係機関のつなぎなど、積極的に関わりたいというふうに思っております。

以上で報告は終わります。冊子ができましたら、お届けをしたいと思いますので、推進の御協力と御指導をお願いしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。ただいま御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 これは意見なんですけれども、消費生活の教育ということで、プランがつけられて、また引き続き取り組まれていくんですけれども、やっぱり消費者っていうのは、自分が欲しいなと思う商品が、一体どんな商品なのかということだとか、安全性は大丈夫なのかとか、あと、やっぱり情報、確かな情報、正確な情報を知る権利、安全な商品を選ぶ権利、やっぱり権利としてあると思うんですよね。いろいろ選択の自由もあると思うんですよね。だから、そういう消費者にも、ちゃんと権利があるんだっていうことで、やっぱり消費者教育ということをやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。そういう立場に立ったら、やっぱり見る視点って変わってくる。権利だっていうふうに、やっぱり自覚をしていくと、やっぱり見方が変わってくると思うんですよね。だから、ちょっとそういったところを、特に、幼児期からそうやってやっていこうとされるわけなので、本当に大事な年代に、そういう消費者教育をやっていこうとされるので、やっぱり、なかなか権利意識っていうのを持たせていくって

いうのは難しいことだと思うんですけど、やっぱり忘れてはならない観点だと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御意見でした。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、川口課長。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。市民総合相談課、川口です。はい。消費者教育を進めるに当たりまして、消費者が選ぶ責任というところを考えていくっていうことも、教育の中で取り入れていき、教育したい部分だと思っております。買物というのは1票だというふうに、選挙の1票だというふうに言われておりまして、その買物行動がどういった社会を築き上げるかっていうところと、市民生活の構築というところとを入れていきたいと思ひます。御意見ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 そのほか、質問ありますか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。すみません。質問に当てはまるかどうか分かんないので、もし外れとったら取り消します。頂いた資料の5ページ、資料②というものですが、一番下のエシカル（倫理的）消費について、この3つの絵が描いてあるんですけど。私も、エシカル消費ちゅうのは、この資料で初めて知って、勉強せないけんあと思ったんですけど、これ見て思ったのは、この3つの、この下の3つの枠があって、右側に、地域に優しい商品の選択、この中で、地元商店での買物、この地元商店というのは、どういうお店のことなのかなあと。私は、できるだけ、近くの個人のお店なんかは、スーパーと比べれば値段が高いんだけど、できるだけ地元のお店は継続してほしいなと、こう思っ、て、100%利用ちゅうわけではないけれど、できるだけ利用をするようにしとるんですが、この地元商店とは、どういうところのことで、この地元商店に対して、このエシカル消費ということが、消費者の皆さんとどのように結びつけようとしてきているのかなと、ちょっとそう思っ、たところですが、もし、解説がしてもらえたらお願ひします。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、川口課長。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。市民総合相談課の川口です。エシカル消費についての御質問ありがとうございます。エシカル消費というのは、倫理的消費といひまして、人や社会・環境に配慮した消費行動を、先ほどと関連づけてお話できるんですけども、地域に優しい商品の選択というところで、地元商店での買物、秋山委員さんがおっしゃられたとおりで、まさに近所の、もう近くの商店を指しております。これは地元で、エシカルのものを取り入れる事業者を応援するっていうような気持ちもありますし、やはり、地元での商品を買うっていうことで、地域の活性化が図られるっていうところから、今はインターネットで商品が買えたり、大型店舗で商品が買えたりするっていうようなところで、やっぱり安さもあるんですけども、

地元のそういった頑張る商品、商店を応援するという気持ちが、この地域に優しい商品の選択ということになります。よろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 そうすると、知りたいのは、地元商店が継続されるようにつながらないけんじゃないかなと思うけど、そういう教育ちゅうのは、どういうふうにしていかれるのかなど。私が一番理想的に思っとるのは、この左側にある有機農産物、こういうものを、本当は地元の商店が取扱いをされたら、少々値段が高くて、いいものなので買おうかなと、買うことによってそのお店も継続できるしなど、自分の健康にもいいしなど、両者にとっていいことだなど、こういうことに持っていかんと、このように地元商店での買物というふうになっても、なかなか地元商店の売上が伸びんではないかなと、こう思うんですが、だけえ、どうしたらこの商店の売上げが伸びたり、地域住民のそういう、さっきも健康のことを言ったけど、地域活性とか、それぞれの健康とか、そういうことに一体化するには、どうしたらいいのかと、こう思ったところですが、もし、執行部のほうの考えがあったら、聞かせてください。

○川口悦代市民総合相談課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、川口課長。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。市民総合相談課の川口です。はい、これは、すみません、秋山委員さんの御質問にお答えします。このエシカル消費の普及というのをどのようにして、消費者にエシカルの行動を取ってもらってというのは、行政だけではできないことでありまして、行政ですとか、事業者ですとか、学校等が連携をしまして、エシカル消費の普及をすることが、どういったことにつながるのか、社会への影響ですとか、そういったことを考えながら、ここの地元の商店で買物すると、環境への負担が少なく、皆が暮らしやすい社会に役立つ商品があって、地域の活性化に、雇用につながるんだよというような考え方を普及するというのが第一の目的でありますので、団体等連携を取りまして、普及に努めたいと思います。それは、目標にもなっておりますので、はい。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆秋山智博委員 はい、はい。

◆吉野恭介委員長 はい。

◆秋山智博委員 はい、オーケーです。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 今の質問に関連してですけども、このエシカル消費の中の環境に優しい商品の選択という中に、陳列棚の手前から商品を選択（食品ロスの削減）という部分があります。私から思えば、これは環境に優しいというより、店に対して優しい消費者だなという感覚がするんですね。どうしてもやっぱり買物するときに、賞味期限とか、消費期限とかあるじゃないですか。そうしたら、もう二、三日ぐらいもってほしいなというような商品を買うときに、どうしても手前ってというのは、今日までとか、明日までとかっていう商品がどうしても多いんで、どうしても買物するときには、それが1割引、2割引というような感覚であれば、賞味期限が今日までだというようななんでも買ったりもするわけだけでも、これは、環境に優しい商品の選

択の中に、この部分っていうのは、どういう考え方で入れられたのか、その点についてちょっとお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 はい、川口課長。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。市民総合相談課の川口です。星見委員さんからの食品ロスの考え方についてですけれども、まず、食品ロスの削減が図れば、環境への負担が少ないというところで、先ほど、賞味期限ということをおっしゃられましたけれども、賞味期限と消費期限を正しく理解していただいて、まだ食べれるのに捨てるということがないように、考え方をお伝えしていきながら、食品を大事にするために、まだ食べれるから、前のものから取っていただきますねというような考え方です。そういった商品を選ぶことによって、環境への配慮がなされるということですので、この考え方が、どちらが先か後か分からないんですけども、食品ロスを削減しましょうという考えで、環境への配慮ということにつながるということになります。よろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 いや、大体分かりました。それで、私、生産者という立場もあるんです。それで、食品ロスということは、本当にごみ問題とか、いろんな問題で重要なところであるんですが、生産者の立場から見れば、やはりロスがたくさん出てもらったほうが、販売量が増えるという考え方もあるんです。全体、消費者の立場から見れば、そういう考え方が正しいのかなというふうに思うんですが、やはり生産者という、一生産者という立場から見れば、とにかく売っていきたいという考え方があるんで、私の場合としては、個人的には、ちょっとその辺のところは何とも言えん状況ですけどね。言われたようなことで、確かにロスが少なくなれば、環境へ配慮するという、その辺、その辺は理解できます。

◆吉野恭介委員長 委員の皆様、極力、個人的な意見は控えていただいて、公の意見にさせていただいて、議論させていただきたいと思いますので。

◆星見健蔵委員 大変失礼いたしました。

◆吉野恭介委員長 御協力よろしくお願ひします。はい、川口課長。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。市民総合相談課、川口です。事業者と、この消費のバランスというのは、なかなか難しいところだと思うんですけども、やはり両者がこの削減をするということを考えながら、どう循環させていくかというところ、食、環境への配慮のために、なるべくロスを出さないというようなところで、両者で検討していきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか。はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 先ほどの続きで、これは意見ですけど、たまたま私が近くの個人の食料品店で、時々、さっき言ったように買物するんだけど、そのときに、鳥取大学の大学生が作ったサツマ

イモだったかな、何だったかな、トマトだったかな、トマトでしたわ、ちゅうのを売ってあったので、これはええなあと、その値段はもう二の次だったですね。やっぱり、そういう個人のお店でも、そういう形の品物は取り扱っていただけるといいなっていうのも思ったので、少し参考にしてもらえたらなと思いました。

それと、別件で、ちょっとこれこそ質問になじむかどうか分かんませんが。

◆吉野恭介委員長 はい、お願いします。

◆秋山智博委員 はい。振込詐欺に対する対策みたいなのは、どこの課になるのか、こんねかどうかも分かんませんが、申し訳ない。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。

◆吉野恭介委員長 川口課長。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。市民総合相談課、消費生活センターの川口でございます。はい。私どものほうで。

◆秋山智博委員 いいですかいな。

◆吉野恭介委員長 いいです。

◆秋山智博委員 あっ、じゃあもう、はい。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。詐欺に対する、詐欺に遭わないようにというようなところで消費者教育を進めております。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 それで、鳥取市内だったらどうか分かんけど、最近の鳥取県内のニュースで、もうあちこちで、特に、高齢の方々が、何百万だ、何千万だ振り込んでしまったというニュースがあったので、もうこれは大変なことだし、鳥取市の実態は、どがなつとるだらあかなということと、対策というか、ただ教育ということだけじゃなしに、当然、対策ということになれば、警察等々との連携もあるんだろうと思いますけれども、対策としては、何かされておられるかどうか、お聞きします。

◆吉野恭介委員長 川口課長。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。市民総合相談課の川口です。対策というのは、やはり啓発しか、今のところできておりませんが、警察と連携しながら、特殊詐欺の手口などをペーパーにしまして、配布したりというようなことはしておりますけれども、なかなか、手口が巧妙になってきまして、いろいろな、今、手段でしてきております。鳥取市も、今年に入りましてから、すごく多額の金額を被害に遭うというような、市内でも発生しております。特に、鳥取市役所の職員を名のってという、語ってというようなこともあったりしております。今は、高齢者の通われるセンターですとか、公民館さんにもお世話になって、こういった事例が発生しておりますので、注意しましょうというようなものを掲示していただいたり、注意喚起をしております。ただ、これから、このプランにもありますように、見守りネットワークというものを、本来、今年度、このプランの中で立ち上げる予定にしていたんですけども、少々遅れておまして、次期のプランに、見守りネットワークの協議会を立ち上げるという目標をつくっております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 結局、この今回のプランには、今言われた、そういう詐欺被害対策みたいなことは、入ることになる、ならない。また、別途のことになるんですか。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、川口課長。

○川口悦代市民総合相談課長 はい。市民総合相談課、川口です。詐欺被害に遭わないように、見守りネットワークを活用した、見守り体制の構築というものを、今後、重点的に進めようと思っております。これは、構成は福祉関係事業者ですとか、福祉協議会、消費生活の協力員、あとは警察、教育関係者、公共団体の関係機関が構成して、いろいろな情報を共有しながら、認知症の方ですとか、判断が不十分になった方を見守るという体制を築くというものになります。資料は、7ページに記載しております。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 7ページのどこになるですかいな。

○川口悦代市民総合相談課長 7ページの2に、高齢者・障害者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実というところで、重点施策の2に上げております。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 では、はい。意見として、入っとるってことで、実効性のあるものにしてほしいんですが、たしかニュース等では、何か郵便局やあとも提携してとかっちゃん、あったかどうか、ちょっと定かでない、何かあったような気がするんだけど、それから、時々、コンビニの方々が、こう未然に防止をしんさったとか、そういうニュースもあったりするので、いろんなその関係団体が幅広く、もう本当に、この防止のためには、ありとあらゆる方々にも連携が取れるように、私は、もう網の目を、もう広域的に広くやってほしいなど。そうせんと、本当に実態として防止をするということが困難だなどと思いますので、先ほど言われたように、市役所の職員を語るだとか、郵便局の職員を語るだ、銀行員を語るだ、いろいろ出てくるだろうと思いますので、いろんなところと連携をしてほしいなど、これは意見として述べたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御意見、要望ということでした。そのほか、質問ありますか。はい。質問なしと認めます。

小型破碎ごみ収集車両の火災について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 次に、小型破碎ごみ収集車両の火災についての御報告をお願いいたします。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい。廃棄物対策課、上田です。小型破碎ごみの収集車両の火災についてということで、本日お配りをさせていただきました、1枚物の資料に沿って報告させていただきます。

本市が委託をしております家庭ごみの、小型破碎ごみになりますが、小型破碎ごみの収集車両から火災が発生をしたということで、発生日時は、令和3年3月9日、先週の火曜日であります。午後1時40分頃。発生の場所は、鳥取市の桂見地内ということで、被害の状況ですが、市民でありますとか、収集従事者、職員のほうの被害はございません。収集車両、これは、2トンのじんかい車ですが、こちらのほうが、火災により廃車予定という状況になっております。

経過ではありますが、13時40分頃ですが、桂見地内のごみステーションで、小型破碎ごみの積込み、収集を終わった後、積載部から煙が出ているということに収集作業員のほうが気がつきまして、車両には消火器が積んであるわけですが、消火器によって、その場で消火を行った。しかし、なかなか、その煙も収まらないということで、住宅街でありましたので、すぐ、その住宅街でない、人がいないところということで、ちょうど近くに、湖山池の南側の駐車場、広場があったものですから、そちらのほうに移動をして、13時50分頃に移動して、消火に当たるということです。後ろ、じんかい車のほうは、後ろが開くと空気が入って、もうかなり炎が上がって、自力での消火が難しいという状況で、消防のほうに通報して、消火に当たって、消防車のほうが来て、消火を行ったということで、14時20分には鎮火をしたという状況です。

裏面ではありますが、写真のほうをつけさせていただいています。かなり炎が上がって、後ろのパッカー車ということで、後ろを開けると、そこに空気が入り込んで、かなり炎が上がったということで、下のほうの写真のほうは、見ていただきますと、先ほど言いましたけど、この収集車は、小型破碎ごみですから、燃えないごみでありますけども、写真、よく見ていただくと、結構プラスチックだとか、ビニールだとかがたくさん出ているという状況で、こういったビニール類に引火をして、燃えたんであろうということで想定をしております。

また1枚目、表のほうに返っていただきまして、この火災の原因であります、警察・消防のほうで、実際、現場検証をしていただいて、中のごみ、燃えてるごみ等を詳しく調べてもらった結果、一番よく燃えてるようなところ、そここのところで、カセットコンロのガスボンベです、ガスのカートリッジが出てきて、もうそれがかなり燃えているという状況で、想定としては、このカセットコンロのガスカートリッジが、何らかの要因で発火をしたのだろうということだと思われております。

消火後ですけども、一旦、その車から下ろしている荷物、ごみであります、こういったものを、また再度、環境事業公社のほうで別の車のほうに積込みをして、一晩置いて、翌日に環境クリーンセンターのほうへ持込みをして処分をしたという状況になっております。

公社のほうでは、基本的には、またごみの収集をするんですが、こういったことがなるべく起こらないようにということで、職員の、収集作業員への徹底っていうことで、その日、また翌日含めて、可能な範囲で、危険物の積込みのときに、可能な範囲で、目視で確認をするということも徹底をしていただいております。

今後の対応としましては、既に、ホームページのほうで、ウェブサイトのほうで掲載をしていますが、こういった火災が起きたということで、そのスプレー缶、よくスプレー缶の火災というのは、全国各地で起こってますので、必ず穴を空けて出すこと、中にガスが残ってない状態で出していただくということの徹底を、写真つきで掲載しております。今後、いろんな媒体を使いまして、再度の啓発を行っていききたいという具合に考えております。

今年度になってから、この火災、収集車両の火災、これ、2度目でありまして、今回のように大きくは燃えてはないんですが、昨年10月にも、リチウムイオン電池が原因だろうと、電気がみそりのリチウムイオン電池が原因だろうという火災も発生してますので、いろんな場面を通じて啓発を行っていききたいと考えております。報告は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質問はありますか。

◆石田憲太郎委員 じゃあ、ちょっと。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ちょっと聞いてみたいんですけども、桂見地区ということで、ガスボンベは50缶ほど出ており、それが発火の原因であろうというふうに推測されているようですが、50缶といたら、かなり、多分まとまって50缶あったでしょうから、多分1か所から出されたもんじゃなかろうかなと思ったりはしたりするんですけども、これ、大体どこの、例えば、どこのステーションからってというようなところってというのは、ある程度、把握はできてるんですか。

○上田光徳廃棄物対策課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい。一応、原因のところは、ガスカートリッジ50缶ほどということで記載をさせてもらっています。ただし、これは、1か所でその50缶以上が、1か所で収集、出されてたのかどうかというところまで、まだ確認は取れてないんですが、缶がカートリッジで50缶ほどあったということです。

裏面の消火場所、これが公園ですけども、湖山池の公園のところ、消火場所というところで書いてありますが、ここに移動をして、ここで消火をしたという形になるんですが、この周辺の住宅地を集めていて、その積込みをした後で煙が上がったということなので、そこのステーションから積んだものが原因なのか、少し前に積んでたものが、当然、小型破碎ごみですから、積んで、こうちょっとプレスをするという形になりますので、直接、最終的に、最後の場所で積んだものが発火なのかという特定はできてないと。ただ、その場所の積込みをした後で、移動しかけたときに煙が上がったというのは確認できてますので、その前後だろうという具合に思ってますので、これ、もうその地域だけ特定をして、そこだけに配布というのではなくて、これ全市的に、広報はしていきたいという具合に考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。当然、全市的に、これは啓発、注意喚起を図っていかなくてはならないことだと思っておりますし、何よりも、やはり、ここに従事されている職員さんの方ですね、

これの安全確保も、当然、必要なことでありますし、ただ、ちょっと数が、1つの収集車でガス缶、ガスボンベが50缶も出てくるっていうこと自体が、いかなもんだらうかなと、何か誤って、誤ってといたしますか、1本、2本間違えてとかいうようなことではないんじゃないかなっていうふうな気もしたりするところでもあります。ということもありますので、全市的な啓発は当然ではありますけども、特に、この収集エリアのところに関しては、こういう事案が発生したということで、また特にといたしますか、そういうことについての注意・啓発っていうところもやっていただきたいというふうに思うところでもあります。

○上田光徳廃棄物対策課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい。ちょうど3月、先週ですけども、この2月の後半から3月になる頃、寒かったり暖かかったりっていうところもあったりして、特に、冬場になってくると、今、カセットコンロっていうのが、特に数、御家庭でたくさん使われる、ちょうどこれが、季節の変わり目になってきて、使われた後のものも多分出てくる。それに併せて、もうしまおうかなという家庭で、もう終わりだなっていう、最後の最後に片づけるっていうところで、中には、これは推測ですけども、ちゃんと穴が空けてなかったりとか、中に少し残ってる状態、そういったものも出てきたという可能性もあります。委員御指摘のとおり、1か所で50缶、特に、そのガスカートリッジでありますとか、ライターでありますとか、その1つだけ出ればそんなに危険ではないものが、たくさん、いつときに集まって出てくるとなると、かなり危険ですので、こうした、特に不燃物系、小型破碎ごみの関係でも、こういった危険を伴うようなもの出し方というのは、特に注意していただくような形で啓発していきたいという具合に考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。そのほかありますか。はい。じゃあ、質疑なしと認めて、これで、総務企画委員会を終了いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午前10時41分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後1時14分 再開

【その他】

閉会中の継続調査について

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、ただいまから会議を再開いたします。その他といたしまして、閉会中の継続調査申出書について、お配りしておりますとおりに、議長に提出したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。異議なしと認めます。

発言取り消しの申し出の件について

- ◆吉野恭介委員長 次に、発言取消しの申出の件を議題といたします。砂田委員から、3月12日の議案第64号包括外部監査契約の締結についての質疑における発言の一部について、取り消したいとの申出がありました。発言の取消しは、委員会の許可が必要であり、お諮りするものであります。この取消しを許可することに、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。異議なしと認め、砂田委員からの発言申出を許可することに決定いたしました。

以上で、総務企画委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時15分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28号第1項の規定によりここに署名する。

総務企画委員長

令和3年2月定例会

総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時：令和3年3月15日（月）
10：00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

市民生活部

《総務企画委員会》

◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

議案第43号 鳥取市自治基本条例の一部改正について

議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第67号 財産の無償貸付けについて

◎報告

- ・鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）の改定について（市民総合相談課）
- ・小型破碎ごみ収集車両の火災について（廃棄物対策課）

《予算審査特別委員会総務企画分科会》

◎議案【予算審査分：質疑】

議案第4号 令和3年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第11号 令和3年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算

議案第18号 令和3年度鳥取市電気事業費特別会計予算

《総務企画委員会》

その他

- ・閉会中の継続調査について・・・別紙「閉会中継続調査申出書（案）」のとおり
- ・発言取り消しの申し出の件について